

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
12月11日
(火曜日)

目次

| | |
|---------------------------------------|---|
| 規則 | 一 |
| 貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(経営金融課) | 一 |
| 告示 | 一 |
| 家畜伝染病の発生の届出(畜産振興課) | 二 |
| 道路の区域の変更(道路整備課) | 二 |
| 道路の供用の開始(道路整備課) | 二 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課) | 三 |
| 公告 | 三 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課) | 三 |
| 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課) | 四 |
| 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課) | 四 |
| 土地改良区役員(農村整備課) | 一 |
| 土地改良区清算人の届出(農村整備課) | 二 |
| 土地改良事業の完了(農村整備課) | 二 |
| 国営農地再編整備事業(豊北地区川中曾換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課) | 三 |
| 国営農地再編整備事業(豊北地区田代換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課) | 三 |
| 国営農地再編整備事業(豊北地区直子換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課) | 三 |
| 国営農地再編整備事業(豊北地区岡林換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課) | 三 |
| 国営農地再編整備事業(豊北地区岡ノ台換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課) | 三 |
| 国営農地再編整備事業(豊北地区片山換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課) | 四 |
| 開発行為に関する工事の完了(建築指導課) | 四 |
| 収用委告示 | 一 |
| 裁決手続の開始 | 四 |



貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第九十八号

貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

貸金業の規制等に関する法律施行細則(昭和五十八年山口県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貸金業法施行細則

第一条中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「貸金業の規制等に関する法律施行令」を「貸金業法施行令」に、「貸金業の規制等に関する法律施行規則」を「貸金業法施行規則」に改める。

第二条中「第三十五条第二項及び第四十二条第三項」を「第二十四条の六の十第五項」に改める。

第三条第一号中「第一条第二項」を「第一条の五第二項」に改め、同条第四号中「第三十条第二項」を「第二十六条の二十九第二項」に改め、同条第五号中「第三十条第三項」を「第二十六条の二十九第三項」に改める。

別記様式の表中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第35条第1項又は第42条第2項」を「第24条の6の10第3項又は第4項」に改め、同様式の裏の備考以外の部分を次のように改める。

(裏)

貸金業法抜粋

- (報告徴収及び立入検査)
 第21条の6の10 (第1項及び第2項省略)
 3 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
 4 内閣総理大臣又は都道府県知事は、資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、その登録を受けた貸金業者の貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者若しくは当該貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、当該貸金業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
 5 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。(第6項省略)

附則

この規則は、平成十九年十二月十九日から施行する。



山口県告示第六百十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜伝染病が次のとおり発生した旨の届出があつた。

平成十九年十二月十一日
 山口県知事 二井 関成

| 病名 | 種類 | 患者又は疑似患者の区分 | 頭数 | 発生場所 | 発生年月日 |
|------|-----------|-------------|----|------------|------------|
| ヨ一ネ病 | 牛(ホルスタイン) | 患畜 | 二 | 阿武郡阿武町大字福田 | 平成一九、一一、二九 |

山口県告示第六百十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年十二月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 岩国佐伯線
 道路の区域

| 区 | 間 | 旧新別 | | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) | 備考 |
|---|---|-----|------------|-------------|----------|---------------|
| | | 新 | 旧 | | | |
| 岩国市美和町秋掛字前垣内六八の一地先から同市美和町秋掛字今池三〇五の八地先まで | | 新 | 最狭 七〇・九 | 一、〇〇三・五 | 七六四・五 | 道路改良工事の完了による。 |
| | | 旧 | 最狭 九五・〇 | | | |

道路の種類 県道
 路線名 徳山本郷線
 道路の区域

| 区 | 間 | 旧新別 | | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) | 備考 |
|--|---|-----|--------------|-------------|----------|---------------|
| | | 新 | 旧 | | | |
| 岩国市美川町四馬神字大平二〇五地先から同市美川町四馬神字合ノ本二〇四の一地先まで | | 新 | 最狭 一一六・〇五 | 四八・七 | 四八・七 | 道路改良工事の完了による。 |
| | | 旧 | 最狭 八四・八 | | | |

山口県告示第六百十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年十二月十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

おいて一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関成

| | | |
|-------|---|-------------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 岩国佐伯線 | 岩国市美和町秋掛字前垣内六八の一地先から同市美和町秋掛字今池三〇五の八地先まで | 平成十九年十二月十二日 |

| | | |
|-------|--|-------------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 徳山本郷線 | 岩国市美川町四馬神字大平二〇五地先から同市美川町四馬神字合ノ本二〇四の一地先まで | 平成十九年十二月十二日 |

山口県告示第六百十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成十九年山口県告示第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関成

坂本地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた区域

| | | | | | |
|-----|-------|-----|----|---|----------------------------|
| 郡名 | 町名 | 大字名 | 字名 | 地番 | 標柱番号 |
| 大島郡 | 周防大島町 | 日 | 惣田 | 六三六の一 六三三の一 六二六の一地先 六二六の一地先 六〇一 | 一号 二号 三号 四号 五号 |

| | | | | | | | | | |
|------|------|------|---------|-------|-------|-----|-----|----|----|
| 新屋 | 砂田 | 坂本 | 坂本 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 一六八八 | 一七二〇 | 一七二〇 | 四七八の二地先 | 四九七の一 | 六一六の一 | 六一〇 | 六〇一 | 六号 | 七号 |
| 十三号 | 十二号 | 十一号 | 十号 | 九号 | 八号 | 七号 | 六号 | 六号 | 七号 |



(六〇〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年一月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十九年十一月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名称 地球友の会山口協会

代表者の氏名 針間 幹子

主たる事務所の所在地 宇部市常盤町二丁目一番四四号

三 定款に記載された目的

日本及び世界の国々の一般の市民を対象として、世界の環境に関する写真等の展示会を開催する事業並びに環境に関する活動及び出版事業を行い、地球環境に対する認識を高めることにより、自然と人間とが共生することができる豊かな社会の実現に寄与すること。

(六〇一) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年十二月十一日から平成二十年四月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 メディコ21山吉敷店

所在地 山口市吉敷中東二丁目三〇五三の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社メディコ・二十 住 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 代表者の氏名 土居 浩治

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社メディコ・二十 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 土居 浩治

四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十年七月三十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、四二三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数
 五一台

(二) 駐輪場の収容台数
 四二台

(三) 荷さばき施設の面積
 六〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一四立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社メディコ・二十一 午前九時 午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時四十五分から午後十時十五分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
 二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後九時まで

八 届出年月日
 平成十九年十一月三十日

(六〇二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成十九年十二月十一日から平成二十年四月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山口

所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

| | | | |
|--------------------------------------|---------|-------------------|---------------|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 株式会社パレモ | 名古屋市中村区名駅三丁目二六番八号 | 愛知県稲沢市天池五反田町一 |
| 変更前 | 変更後 | | |

四 届出年月日
平成十九年十一月二十二日
五 変更年月日
平成十二年八月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン山口
所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

| | | |
|--------------------------------------|-------------------|----------------------------------|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更前 変更に係る事項の概要 | 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | あさひ製菓株式会社 | 坪野 功 |
| | | 坪野 恒幸 |

四 届出年月日
平成十九年十一月二十二日
五 変更年月日
平成十三年一月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン山口
所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

| | | |
|--------------------------------------|-----|-----|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更前 | 変更後 |
| | | |

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
株式会社ベリカン
大阪市天王寺区上本町六丁目九番一四号
大阪市西成区梅南一丁目七番三十一号

四 届出年月日
平成十九年十一月二十二日
五 変更年月日
平成十四年三月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン山口
所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

| | | |
|--------------------------------------|-------------------|----------------------------------|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更前 変更に係る事項の概要 | 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 株式会社ベリカン | 倉橋剛太郎 |
| | | 室田 裕邦 |

四 届出年月日
平成十九年十一月二十二日
五 変更年月日
平成十四年十一月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン山口
所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

| | | | |
|---|---|--------------|------------|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 業を行う者の氏名又は名称 | 変更前 梅本千江子 | 変更後 柴田直 |
|---|---|--------------|------------|

四 届出年月日
平成十九年十一月二十二日
五 変更年月日
平成十五年一月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山口
所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社イズミ 所 代表者の氏名
住 廣島市南区京橋町二番二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

| | | | |
|---|---|--------------------------|---------------------------|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 業を行う者の氏名又は名称 | 変更前 北九州市八幡西区本城二丁目九番五号 | 変更後 北九州市八幡西区八枝五丁目四番五二号 |
|---|---|--------------------------|---------------------------|

四 届出年月日

平成十九年十一月二十二日

五 変更年月日

平成十五年四月二十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山口
所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社イズミ 所 代表者の氏名
住 廣島市南区京橋町二番二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

| | | | |
|---|---|---------------------------------------|-----------------------|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 業を行う者の氏名又は名称 | 変更前 エステール株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目一〇番二号 | 変更後 東京都新宿区住吉町八番一二号 |
|---|---|---------------------------------------|-----------------------|

四 届出年月日
平成十九年十一月二十二日
五 変更年月日
平成十五年五月二十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山口
所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社イズミ 所 代表者の氏名
住 廣島市南区京橋町二番二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

| | | | |
|---|---|-----------------|------------------|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 業を行う者の氏名又は名称 | 変更前 株式会社山陽無線 | 変更後 株式会社アーピング |
|---|---|-----------------|------------------|

四 届出年月日

平成十九年十一月二十二日

五 変更年月日

平成十六年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山口
所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社イズミ 所 代表者の氏名
住 廣島市南区京橋町二番二号 山西 泰明

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明

| | | |
|--------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 |
| フカヤ株式会社 | 船木 正 | 林 宏 |

届出年月日

平成十九年十一月二十二日

変更年月日

平成十六年四月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山口

所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

| | | |
|--------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 |
| 株式会社山口フジカラー | 石川 修三 | 秋山 哲也 |

届出年月日

平成十九年十一月二十二日

変更年月日

平成十六年五月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山口

所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 ゆめタウン山口 所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

三 変更に係る事項の概要

| | | |
|--------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 |
| 株式会社ミヤコ | 淵上 和敏 | 淵上 照弘 |

届出年月日

平成十九年十一月二十二日

変更年月日

平成十六年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山口

所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

| | | |
|--------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 |
| 株式会社アビ | 山崎 政司 | 藤田 貴弘 |

届出年月日

平成十九年十一月二十二日

変更年月日

平成十七年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山口

所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社イズミ 住 所 代表者の氏名
 広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明
 三 変更に係る事項の概要

| | | | |
|--------------------------------------|--|-------|-------|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ウオッチ・ビジネス・カンパニー | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 株式会社タイムタイ | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 株式会社ウオッチ・ビジネス・カンパニー | 変 更 前 | 変 更 後 |

四 届出年月日
 平成十九年十一月二十二日
 五 変更年月日
 平成十七年四月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめタウン山口
 所在地 山口市大内御堀一三〇九の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社イズミ 住 所 代表者の氏名
 広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明
 三 変更に係る事項の概要

| | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|-------|-------|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社さが美 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 石田 敏彦 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 二谷 貴夫 | 変 更 前 | 変 更 後 |

四 届出年月日
 平成十九年十一月二十二日
 五 変更年月日
 平成十七年五月六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめタウン山口

所在地 山口市大内御堀一三〇九の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社イズミ 住 所 代表者の氏名
 広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明
 三 変更に係る事項の概要

| | | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|-------|-------|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社アビ | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 | 広島市西区商工セン ター二丁目八番二三 号 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 | 広島市西区商工セン ター二丁目二番四 号 | 変 更 前 | 変 更 後 |

四 届出年月日
 平成十九年十一月二十二日
 五 変更年月日
 平成十八年六月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ゆめタウン山口
 所在地 山口市大内御堀一三〇九の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社イズミ 住 所 代表者の氏名
 広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明
 三 変更に係る事項の概要

| | | | |
|--------------------------------------|---------------------------------------|-------|-------|
| 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社エクセル | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 株式会社ウオッチ・ビジネス・カンパニー | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 吉田 恒彦 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 渡辺 博司 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 佐藤 淳 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | ” | 変 更 前 | 変 更 後 |

四 届出年月日
 平成十九年十一月二十二日
 五 変更年月日
 平成十九年二月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山口

所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

| | | | |
|---------------------------|---------------------------|-------|-------|
| 変更に係る事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更前 | 変更後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 株式会社スイートガーデン | 友田 雅己 | 小池 和則 |

四 届出年月日

平成十九年十一月二十二日

五 変更年月日

平成十九年四月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山口

所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

| | | | |
|---------------------------|---------------------------|-----------------|------------------|
| 変更に係る事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更前 | 変更後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 株式会社ミヤコ | 福岡市早良区城西三丁目二番一号 | 福岡市早良区西新一丁目八番二一号 |

四 届出年月日

平成十九年十一月二十二日

五 変更年月日

平成十九年四月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山口

所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

| | | | |
|---------------------------|---------------------------|----------------|----------------|
| 変更に係る事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更前 | 変更後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 株式会社シミス | 株式会社オツジ・インターナル | 株式会社オツジ・インターナル |

四 届出年月日

平成十九年十一月二十二日

五 変更年月日

平成十九年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山口

所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

| | | | |
|---------------------------|---------------------------|-----------|-----------|
| 変更に係る事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変更前 | 変更後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | 地球文化屋株式会社 | 地球文化屋株式会社 | 地球文化屋株式会社 |

| 大規模小売店舗において小売業を行 | | | | | | | | | | | | | | | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | | | | |
|------------------|-------------------|--------------|---------------|-----------------|-----------|-----------------|--------|----------|---------------|---------|---------------|---------|-------------|--------|---------------------------|-------|---------|---------------|---------|
| 株式会社鈴丹 | 株式会社ブレジャージーン | 株式会社舞 | 株式会社モリエ | 株式会社システムジュウヨン | 有限会社アニー | 地球文化屋株式会社 | 株式会社三友 | 有限会社イアック | 株式会社エービーシー・マー | 株式会社立花屋 | セキミキ・グループ株式会社 | 株式会社冒険王 | 株式会社アフリカタロウ | 株式会社鈴丹 | 株式会社ブレジャージーン | 株式会社舞 | 株式会社モリエ | 株式会社システムジュウヨン | 有限会社アニー |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名古屋市中区昭和区広路通一丁目五 | 大阪市中央区久太郎町二丁目一番七号 | 岐阜市三歳町五丁目一の九 | 愛知県稲沢市天池五反田町一 | 大阪市北区天神橋三丁目七番九号 | 下関市田倉六一の五 | 福岡市東区多の津二丁目六番三号 | 株式会社三友 | 有限会社イアック | 株式会社エービーシー・マー | 株式会社立花屋 | セキミキ・グループ株式会社 | 株式会社冒険王 | 株式会社アフリカタロウ | 株式会社鈴丹 | 株式会社ブレジャージーン | 株式会社舞 | 株式会社モリエ | 株式会社システムジュウヨン | 有限会社アニー |

| 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 | | | | | | | | | | | | | | | う者の住所 | | | | | | |
|---------------------------|---------------|---------|---------------|---------|-------------|--------|--------------|-------|---------|---------------|---------|-----------|-------------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-------------|-----------|--------------|
| 有限会社イアック | 株式会社エービーシー・マー | 株式会社立花屋 | セキミキ・グループ株式会社 | 株式会社冒険王 | 株式会社アフリカタロウ | 株式会社鈴丹 | 株式会社ブレジャージーン | 株式会社舞 | 株式会社モリエ | 株式会社システムジュウヨン | 有限会社アニー | 地球文化屋株式会社 | 株式会社三友 | 有限会社イアック | 株式会社エービーシー・マー | 株式会社立花屋 | セキミキ・グループ株式会社 | 株式会社冒険王 | 株式会社アフリカタロウ | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 松木 孝 | 野口 実 | 笠井 俊生 | 関 亮一 | 堀岡 洋行 | 江見いづみ | 小林 史生 | 藤井 豊 | 菱田 覚 | 酒井 勝徳 | 石田 勝彦 | 窪田 光生 | 秋田 泰史 | 防府市駅南町九番四三号 | 〇号 | 山口市中市町一番一丁目一番五号 | 東京都渋谷区神南一丁目一番五号 | 福岡市中央区天神一丁目一番一号 | 福岡市中央区大手門一丁目八番一〇号 | 四丁目一番一〇号 | 広島市安佐北区可部 | 岡山市高柳西町二五番五号 |

株式会社三友

藤元 正邦

四 届出年月日
平成十九年十一月二十二日

五 変更年月日
平成十九年六月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山口

所在地 山口市大内御堀一三〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社イズミ 住 所 代表者の氏名
広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

| | | | | | |
|---------------------------------------|---------------------------|-------|--------------------------------|-------|-------------------------------|
| 変更に係る事項 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 変 更 前 | 株式会社アンデルセ ンベーカーリーパート ナーズ | 変 更 後 | 株式会社マーメイド ベーカーリーパート ナーズ |
| 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称 | 株式会社マーメイド リーパートナーズ | | | | |

四 届出年月日
平成十九年十一月二十二日

五 変更年月日
平成十九年七月九日

(六〇三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当届出は、平成十九年十二月十一日から平成二十年四月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フレスタ室の木店

所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社フレスタ 住 所 代表者の氏名
広島市西区横川町三丁目二番三六号 宗兼 邦生

三 変更に係る事項の概要

| | | |
|------------|------------|----------|
| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗の名称 | フレスタ岩国室の木店 | フレスタ室の木店 |

四 届出年月日
平成十九年十一月三十日

五 変更年月日
平成十九年十二月一日

(六〇四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

| 土地改良区 | 土地改良区の名 | 理事の別 | 氏 名 | 住 所 | |
|---------------|---------|------|-----|------------|---------|
| 大津郡三隅町三隅土地改良区 | 理 事 | 田 中 | 芳 人 | 長門市三隅上四六四七 | |
| " | " | 監 事 | 蔵 本 | 和 夫 | 三〇九九 |
| " | " | " | 堀 | 祐 治 | 三隅下一四 |
| " | " | " | 松 野 | 修 治 | 一九九三の二 |
| " | " | " | 熊 野 | 勇 | 三隅中一二四四 |
| " | " | " | 藤 田 | 孝 雄 | 三隅下二九五五 |
| " | " | " | 森 清 | 和 夫 | 三隅上三三三九 |

二 工事完了の時期
平成十六年十月二十二日

(六〇七) 国営農地再編整備事業(豊北地区川中曾換地区) 換地計画書の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区川中曾換地区の換地計画を定めたので、同
条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供し
ます。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧に供する書類
国営農地再編整備事業(豊北地区川中曾換地区) 換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十九年十二月十二日から平成二十年一月四日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(六〇八) 国営農地再編整備事業(豊北地区田代換地区) 換地計画書の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区田代換地区の換地計画を定めたので、同条
第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供しま
す。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧に供する書類
国営農地再編整備事業(豊北地区田代換地区) 換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十九年十二月十二日から平成二十年一月四日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(六〇九) 国営農地再編整備事業(豊北地区直子換地区) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区直子換地区の換地計画を定めたので、同条
第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供しま
す。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧に供する書類
国営農地再編整備事業(豊北地区直子換地区) 換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十九年十二月十二日から平成二十年一月四日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(六一〇) 国営農地再編整備事業(豊北地区岡林換地区) 換地計画書の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区岡林換地区の換地計画を定めたので、同条
第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供しま
す。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関成

- 一 縦覧に供する書類
国営農地再編整備事業(豊北地区岡林換地区) 換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成十九年十二月十二日から平成二十年一月四日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課

(六一一) 国営農地再編整備事業(豊北地区岡ノ台換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区岡ノ台換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業(豊北地区岡ノ台換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月十二日から平成二十年一月四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六一二) 国営農地再編整備事業(豊北地区片山換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区片山換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業(豊北地区片山換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月十二日から平成二十年一月四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六一三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年十二月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市島田五丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市大字浅江一三三八番地の一

株式会社コウケンプロダクツ



山口県収用委員会告示第一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成十九年十二月十一日

山口県収用委員会会長 河野 勉

一 起業者の名称

山口県

二 事業の種類

一般国道四九〇号改築工事(小郡萩道路「美東大田道路」及び「大田絵堂道路」、山口県美祢郡美東町大字小野字田ノ口地内から同町大字真名字長谷地内まで及び同町大字長登字川地山地内から同町大字長登字追分地内まで)及びこれに伴う附帯工事

